

農業經營基盤強化促進基本構想

平成 2 8 年 1 2 月

美 瑛 町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 美瑛町農業の概要	1
2 美瑛町農業の現況と課題	1
3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み	2
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指針	6
〔個別経営体〕	
1 水稻野菜複合	6
2 畑作専業	6
3 畑作野菜複合	7
4 酪農専業	7
5 野菜専業	7
〔組織経営体〕	
6 畑作専業	8
7 畑作野菜複合	8
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4 効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標	10
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項	11
1 利用権設定等促進事業に関する事項	11
2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	18
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	22
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	23
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業	24
第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	25
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	25
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	25
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	26
第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	30
別紙1	32
別紙2	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 美瑛町農業の概要

本町は、北海道の中央部、上川管内の南部に位置し、大雪山系十勝岳連峰の山麓にあり、総面積67,716haを有する。気象は、内陸的で寒暖の差が激しい。

地勢は概ね波状丘陵で、辺別川ほか数条の河川が貫流し、その流域が田として利用され、畑は主に丘陵地帯にあり5～15度の傾斜地を利用している。

本町の農業は、広範な地域と複雑な地形の中にあり、水稻・畑作・施設及び露地野菜・酪農・畜産など自然・土地条件を活かした農業が展開されている。

2 美瑛町農業の現況と課題

本町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、平成27年が25.5haで専業農家と第1種兼業農家を合わせた主業的農家の占める割合が約93%となっており、専門的な農業経営を中心とした大規模経営による土地利用型農業が営まれている。

しかし、農家戸数は年々減少しており、平成27年では434戸と、5年前に比べ61戸(12.3%)減少しているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、60歳以上の割合が47%と、高齢化が進行している状況にあることから、農業従事者の高齢化や後継者不足により今後も農家戸数の減少は避けられない状況にある。

このように、農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心として遊休農地の発生が懸念され、また、農業情勢の先行き不安などから規模拡大に消極的な農家も見受けられるなど農地の需給ギャップが拡大し、受け手のない農地が増加傾向にある。

一方、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷や国内における産地間競争の高まりに加えて、食料自給率目標について実現可能性を考慮し45%に引き下げるとともに、「農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策」「多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策」を車の両輪として新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月に策定されるなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。また、国民の健康指向の高まりから食料の安全性がより求められるなど、多様化する消費者ニーズに応えるべく、多様な農業生産を進めなければならない。

このような課題に対し、農業経営の合理化と低コスト農業をより一層進めるとともに農産物の高付加価値化、ブランド化を進め、農業の健全な発展と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的で安定的かつ多様な農業経営を育成・確保しなければならない。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択に足る魅力とやりがいのあるものとするため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにするとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標については、本町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね480万円（経営所得安定対策直接支払等を含む）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、将来の本町の農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業協同組合、農業改良普及センター、美瑛町農業振興機構等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して美瑛町農業振興機構が主体となって営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、美瑛町農業振興機構や農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既にある農用地利用改善団体や農地利利用集積円滑化団体による土地利用調整を展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法

人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の適正な規模拡大に資するよう努めると共に、併せて集約的な経営の展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を推進する。

優良農地の遊休化防止、高齢農家の耕作管理、規模拡大農家の側面的支援を図るために、コントラクター活動の支援を関係機関等の連携の下に推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。なお、農業経営の法人化は農地の有効利用、経営の効率化、経営管理能力・資金調達力の向上、優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

また、優れた担い手の確保・育成は地域農業の発展及び本町農業の活性化を図る上からも重要かつ緊急の課題であることより、農業後継者及び新規就農者等に対し、関係機関の連携の下に担い手総合推進事業を実施し、優れた担い手の確保・育成を推進する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者について、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積を進めるものとする。また、近年、認定農業者に対する支援策が拡充されるなど、認定農業者を重視した施策が展開される方向にあることから、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の一層の普及推進を図るとともに、農業者が支援策を効果的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることができ

るよう支援していく。

また、本町は、美瑛町農業振興機構において、農業改良普及センターの協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成23年から平成27年の5年間における新規就農者の平均は11人であり、従来からの基幹作物である小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯の畑作物や水稻、振興作物であるハウストマトの生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間12人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人について、平成37年における目標数を47経営体(平成28年1月現在：46経営体)とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得概ね240万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、

就農希望者に対して、農地については美瑛町農業振興機構、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指針

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稻野菜 複合	<作付面積等> ・水稻 12.5ha ・ハストマト促成 0.2ha ・ハストマト半促成0.25ha ・ハストマト抑制 0.1ha 経営面積計 13.1ha	<主な機械施設装備> 乗用型トラクター 30PS 1台 乗用型トラクター 80PS 1台 農用トラック 2tダンプ 1台 田植機(乗用6条) 1台 稲育苗ハウス 3棟 トマトハウス 10棟 自脱型コンバイン5条 共同 播種プラント 共同 <その他> ・無人ヘリコプターによる防除委託 ・共同乾燥調製施設の利用 ・水稻、トマトは Yes Clean による栽培	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
2 畑作専業	<作付面積等> ・秋まき小麦 8.0ha ・春まき小麦 4.0ha ・生食馬鈴薯 3.0ha ・加工馬鈴薯 6.0ha ・小豆 5.0ha ・大豆 3.0ha ・てんさい 7.0ha ・緑肥 4.0ha 経営面積計 40.0ha	<主な機械施設装備> 乗用型トラクター 50PS 1台 乗用型トラクター 80PS 1台 乗用型トラクター 110PS 1台 ダンプトレーラー 1台 総合播種機4条 1台 ポテプランター2条 1台 ポテハーベスター(食用)1台 ビートハーベスター 1台 グレンドリル 1台 豆用コンバイン 共同 <その他> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び共同乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 畑作野菜 複合	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋まき小麦 10.0ha ・春まき小麦 6.5ha ・Gアスパラ採取 1.5ha ・小豆 2.0ha ・てんさい 4.0ha ・大豆 2.0ha ・加工スイートコーン 2.0ha ・加工馬鈴薯 4.0ha ・ブロッコリー(春まき) 0.7ha ・ブロッコリー(晩春まき) 0.7ha ・ブロッコリー(初夏まき) 0.6ha ・緑肥 1.0ha <p>経営面積計 35.0ha</p>	<p><主な機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型トラクター 50PS 1台 乗用型トラクター 80PS 1台 乗用型トラクター 110PS 1台 ダンゾ[®]トレー 1台 総合播種機 4条 1台 ビートハーベスター 1台 グレンドリル 1台 豆用コンバイン 共同 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び共同乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
4 酪農専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスサイレージ 28.0ha ・乾草 8.0ha ・コンサイレージ 11.0ha <p>経営面積計 47.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 73頭 ・未経産・育成牛 39頭 <p>常時飼養頭数 112頭</p>	<p><主な機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型トラクター 72PS 3台 牛舎 1棟 パドック 1式 堆肥盤 1 乾草舎 1棟 バンカーサイロ 5棟 育成舎 1棟 スーパーハッチ 5式 農用トラック(4tダンゾ[®]) 1台 ロールベイラー 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタンション方式による飼養 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・乳牛検定データの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
5 野菜専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Gアスパラ採取 0.5ha ・ハウスGアスパラ採取 0.1ha ・ハウストマト促成 0.15ha ・ハウストマト半促成 0.1ha ・ハウストマト抑制 0.05ha ・ハウス管理面積 0.5ha <p>経営面積計 1.4ha</p>	<p><主な機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型トラクター 30PS 1台 農用トラック 1台 軽トラック 1台 ロータリー 1台 フロントローダー 1台 マルチャー 1台 防除機 1台 加温機 2台 ボイラー 1台 成畦機 1台 除雪機 1台 トマトハウス 6棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマトは Yes Clean による栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 畑作専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋まき小麦 40.0ha ・春まき小麦 20.0ha ・加工馬鈴薯 30.0ha ・小豆 10.0ha ・大豆 10.0ha ・てんさい 40.0ha ・緑肥 10.0ha <p>経営面積計 160.0ha</p>	<p><主な機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型トラクター 80PS 3台 乗用型トラクター 110PS 4台 ダンプトレーラー 2台 総合播種機 4条 1台 ポテプランター 2条 2台 ポテハーベスター(食用) 2台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 2台 豆用コンバイン 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び共同乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進 ・専用収穫機械による省力作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日が確保できる労務体制の確立 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 4人 ・補助従事者 4人
7 畑作野菜複合	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋まき小麦 25.0ha ・春まき小麦 10.0ha ・生食馬鈴薯 10.0ha ・加工馬鈴薯 20.0ha ・小豆 12.0ha ・大豆 10.0ha ・てんさい 25.0ha ・緑肥 4.3ha ・ハウストマト促成 0.5ha ・ハウストマト半促成 0.5ha ・ハウストマト抑制 0.2ha ・Gアスパラ採取 2.0ha ・Gアスパラ未採取 0.5ha <p>経営面積計 120.0ha</p>	<p><主な機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型トラクター 50PS 1台 乗用型トラクター 80PS 2台 乗用型トラクター 110PS 2台 常用型トラクター 30PS 1台 ダンプトレーラー 2台 ポテプランター 2条 2台 ポテハーベスター(食用) 2台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 2台 豆用コンバイン 1台 トマトハウス 10棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び共同乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進 ・専用収穫機械による省力作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日が確保できる労務体制の確立 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 4人 ・補助従事者 4人

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経

営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

<p>1 野菜専業</p>	<p><作付面積等> ・Gアスパラ採取 0.5ha ・ハウス促成 0.1ha ・ハウス半促成 0.15ha ・ハウス抑制 0.05ha ・ハウス管理面積 0.2ha 経営面積計 1.0ha</p>	<p><主な機械施設装備> 乗用型トラクター 30PS 1台 農用トラック 1台 軽トラック 1台 ロータリー 1台 フロントローダー 1台 マルチャー 1台 防除機 1台 加温機 2台 ボイラー 1台 成畦機 1台 除雪機 1台 トマトハウス 6棟 <その他> ・トマトは Yes Clean による栽培</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整</p>	<p>・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>
-------------------	--	--	---	--

第4 効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 第2に例示するように効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積についての目標シェアとして示すと、概ね次に掲げる程度である。また、農業経営のさらなる効率化、安定化を図るため農用地の集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
95 %	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

① 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

認定農業者への農地の集積状況は91.8%となっているが、農業経営者の36.8%が60歳以上であり、35.7%に後継者がいない状況であるため、担い手不足が今後の集積課題である。

② それらを踏まえた今後の農用地利用等の見通し

離農等による担い手の減少が予測されることから、新規就農者等の受け手の確保、農地の遊休化対策、地域における戦略作物の生産体制整備、あるいは地域の営農条件に応じた合理的な農地の有効利用を図る。

③ 将来の農地利用のビジョン

本町の農業・農村が今後とも持続的に発展するために、認定農業者の育成・確保等の促進を図るとともに、これらの者への農用地の集約化の実現と、農地の有効利用を図る。

④ これを実現するための具体的な取組の内容

今後の農地の有効利用を促進するため、認定農業者制度の普及、法人化に対する助言、新規就農研修の体制整備、農地情報の提供、農作業受委託体制の整備等に取り組む。

⑤ 関係機関及び関係団体との連携等

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、及び農地利用集積円滑化団体等の関係機関及び関係団体と連携して農地の利用関係の改善を図る。

⑥ 農地の利用権の設定等について

周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないような農地の利用権の設定等を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- 8 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、本町は、農用地利用改善組合に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善組合が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に

利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として農業経営に従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）まで掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るため必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定

める様式による開発事業計画を提出させる。

② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善組合及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地

域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合、農業協同組合又は土地改良区から申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当するものに限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収

- 益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)

(ア) 農用地を明け渡す際原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その

旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

町が（９）の規定により公告したときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について

利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限

りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅延なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第７条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （５）の②及び（６）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（８）農用地利用改善組合の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業状の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（９）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努

める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農業作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託を伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、美瑛町農業技術研修センターを利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に促進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパ

一制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた美瑛町農業振興機構及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の充実

美瑛町農業振興機構が主体となり、北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会やホームページなどを通じて、就農希望者に対し、町内での新規就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）や町内農業法人の求人情報の提供を行う。また、短期の農作業体験を経て、最低2年間の町内先進農家等での農業研修の受け入れ、就農先の調整、研修のフォローアップを行う。

② 中長期的な取組

町内の各地域で担い手を育成し、就農地の選定までを一貫して行えるよう、担い手を求める地域と美瑛町農業振興機構が連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験、長期農業研修農家の選定、育成、評価、就農までを地域の実情に応じて地域自身が担い手の受け入れができる仕組みをつくることで、農村コミュニティの維持発展に寄与する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

美瑛町農業振興機構が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回以上の面談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、新規就農者に対し農地制度、農業機械、農産物加工及び農業簿記など、営農に必要な知識を得るための研修を強化するとともに、農協各生産部会会員との交流を促す。

③ 経営力の向上に向けた支援

収益向上のポイントや各種交付金の利活用に関する情報提供などにより、経営面のきめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については美瑛町農業振興機構、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連事業との連携に配慮するものとする。

- ア 道営経営体育成基盤整備事業（平成24年～平成31年）等による農業生産基盤整備の促進を通じて効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 中山間地域等直接支払制度（平成27年～平成31年）により耕作放棄地の防止と、農村地域の多面的機能の発揮を促進し活力ある地域づくりを進める。
- ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みにより、水稲作、転作を通じ望ましい経営体の育成を図ることとする。
- エ 畜産担い手育成総合整備事業（平成24年～平成28年）により、基盤整備の推進を図り、効率的かつ安定的な畜産経営の育成に努める。
- オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善組合、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第4に掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び美瑛町農業振興機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を集約化し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 町における農地利用集積円滑化事業は、町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農用地の集約化が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、

特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。

② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること

- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより、当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
- (4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認める

ときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(3)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の公報への記載により公告する。

(5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(3)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経

営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借

賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 美瑛町、美瑛町農業委員会、美瑛町農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成28年12月22日から施行する。

別紙 1（第 5 の 1 (1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年、6 年、又は 9 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年、6 年、又は 9 年とすることが相当でない認められる場合には、3 年、6 年、又は 9 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃貸料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>